

## 書評

## 杉野昭博著 『障害学 理論形成と射程』

A5判／304頁／定価3990円／東京大学出版会，2007

横須賀 俊司

県立広島大学

本書は6章構成になっており、その内容を概観すると次のようになっている。まず、第1章では章のタイトルでもある「障害学を担うのは誰か?」という問いに対して探求がなされる。著者は英国での論争を踏まえた上で、その問いを脱構築し、重要なのは障害学の読み手、観衆を強く意識することであるとしている。「誰が語るか」よりも「誰に向けて語られるのか」が重要というわけである。第2章では、WHOが提示した「国際生活機能分類」= ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) なのに、なぜか略称ではDとHが一般的には表記されない)をめぐって、障害学サイドとリハビリテーション学サイドの間で論争された経緯が紹介されている。第3章では、「アメリカ障害学の父」といわれるゾラの障害理論について咀嚼が試みられる。それによりICFでの論争で顕在化した障害学の理論的混乱は収束できるということが明らかにされ、あるのは「実践的対立」だけで、「社会モデル」という理論は一つということが主張される。第4章では、社会モデルがもたらしたものの、それが引き起こした論争やそれを通しての到達点について、それらのおかれている文脈に留意しながら、述べられている。その結果、社会モデル—個人モデル、唯物論—観念論という2つの軸を交差させた四次元モデルに基づいたとらえ方の有効性がいわれる。第5章では、アメリカ障害学を理解するために、アメリカ社会モデルの理論的展開を明らかに

することと、アメリカ障害当事者運動の位置づけを明確にすることが課題とされる。その結果、アメリカ障害者運動は公民権運動の一部であることが明らかにされる。第6章では、日本の障害学が障害者運動との連携が弱く、政策や臨床への応用を困難にしているという弱点があるという認識の下、両者の連携を深めるための論点として「脱家族」の主張、「反能力主義」の主張、「平等派對差異派」論争、障害者福祉やリハビリテーション現場で障害学は支持されないという神話をあげ、それらについて論究されている。

本書は、その名の通り、障害者福祉(や社会福祉)研究のためではなく、障害学の理論的洗練を目指して書かれたものである。したがって、両者の間には必ずしも関係がないようにも思える。しかし、本書に記されているテーマや内容からすると、障害者福祉研究を進めていくにあたって、非常に示唆に富んだものになっている。例えば、第1章は当事者による支援か、専門職による支援かという問いを脱構築していく可能性を見せてくれる。第2章では障害認識論を構築する上での前提をかいま見せてくれる。第3、4章では社会モデルとソーシャルアクションの親和性から、障害者福祉におけるマクロ・プラクティスの復権の重要性を示してくれる。第5章では障害者運動と障害者政策とのダイナミックな研究方法を示唆している。第6章についても、障害者福祉において議論すべき課題として、そのまま取り入れることもで

きるだろう。このように障害者福祉(や社会福祉)研究を進める上で、重要な参考図書としての位置を占めているといえる。

さて、本書を読んだ感想に移ろう。著者は、病気や一時的な障害や不便さを経験する一般人と連帯していくアイデンティティ戦略である、ゾラの「障害の普遍化戦略」を評価しているように見える。障害者が直面する問題は健常者が抱える問題より顕在化しやすいものであったり、程度が異なるだけで共通しているものも結構あったりする。その一つにケアの問題があげられる。

ケアは障害者や高齢者の問題と考えられていると思うが、実は健常者も例外なく誰もが必ずケアを必要とする。それは乳幼児時代である。その頃は親や保育士といったケア提供者によって対応がなされている。評者は、乳幼児から高齢者までを統一的にとらえたケア制度の在り方を「ベーシック・ケア」として夢想している。これは、その名の通り、最近注目を集めている「ベーシック・インカム」をヒントにしたものである。ベーシック・インカムとは、すべての人に対して無条件で一定の所得が保障される仕組みのことである(山森2009)。それと同様に、ベーシック・ケアは、人は生まれた瞬間から死ぬまでの間、誰もが24時間のケアが無条件で保障される仕組みのことである。今の制度のように、要介護認定などを受けることなく、24時間のケアが保障されるようにしていくのである。もちろん、多くの人は乳幼児からある程度の年齢になればケアが不要となるから、その場合はいったん制度を利用しないことになる。しかし、ケアが必要な状況になれば、必要なだけ利用できるのである。

このように障害者と健常者に共通する問題は存在している。したがって、「潜在的障害者」を取り込んで多数派形成をしていくという「普遍化戦略」は有効のようにも思える。しかし、気になることがないわけではない。

「潜在的障害者」とは、未だ障害者と共通する問題に直面していない人で、そのような問題を抱

えるかもしれない人である(したがって、ベーシック・ケアでは「潜在的」な人はいない)。そうになると、普遍化戦略を実践していく上で放たれる言葉は次のようなことになるだろう。「あなたもいつ事故に遭うかもしれないし、歳をとれば障害者のようになるんだから、障害者の問題を考えておくことは、将来の自分のためですよ」と。しかし、すべての人が例外なく障害者のようになるわけではない。つまり、誰もが障害者と同じような問題を抱えるわけではない。「潜在」したままで人生を終える人もたくさんいるはずである。そうになると、あなたも障害者になるんだから、という理屈は、障害者にならない人は障害者の問題を考える必要はないという帰結を論理的にはもたらしてしまうことになる。そのような論理を含み込んだ説得の仕方をしていくことによって、障害者にならない人、ならなかった人は何も考える必要はありませんよといった思想をひっそりと生きながらえさせてしまうのではないだろうか。確かに、この戦略は「付加的補完的戦略」(p.90)と記されており、評者もこの戦略を否定するものではない。しかし、この点が少々気にはなった。

もう一つ気になったのが、能力主義と差別禁止法に関する考察をしている第6章第3節である。脳性まひ者である花田春兆が「ADAは基本的に能力主義」ではないかと懐疑的な主張を行ったことに対して、最終的に著者は「障害者差別禁止法は、あくまでも現実的な施策なのだから、それが能力主義か否かといった原理的な考察にこだわる必要はあまりないと思うし、差別禁止法と能力主義を結びつける発想自体が少々視野が狭いように私は思う」(p.238)という一定の結論を出している。ちなみに、ADA(Americans with Disabilities Act)とは、1990年にアメリカで成立した障害者に対する差別を禁止した法律のことである。

まず、確認であるが、ADAを全面的に否定する主張があるかのような記述があるが(p.236 L21)、評者の狭い人間関係や浅薄な知見において、日本の障害者(団体)がADAを全否定する

ような主張を聞いたことがない。まさに、「現実的な施策」として、とりあえずは肯定するが、全面的に受け入れるわけにはいかないという立場がそこそこいるという印象である。本書の中でも、花田春兆の立場もそのようであることが記されている (p. 236)。したがって、ADA を「全否定」する障害者はそれほど多くはないと考えられることは確認しておきたい。

さて、「現実的な施策」として受け入れられているからといって、原理的考察にこだわる必要はないのだろうか。著者は差別禁止法によって、「一般社員」と同様の処遇を求めることができるようになると述べている (p. 238)。確かに、そのようなことも可能になるだろう。しかし、そのような要求ができるのは、やはり、働く能力のある障害者だけなのである。法律学者の小石原尉郎 (1994) によれば、周縁的職務ができないことによる拒否は禁止されるが、本質的職務ができないことを理由に採用を拒否したとしても差別に当たらない。つまり、事務職を志望する障害者に対して、事務所までの階段をあがれないこと (周縁的職務) を理由に拒否はできないが、事務仕事 (本質的職務) ができないことが理由であれば (もちろん厳格な証明が求められるが) 拒否できるということである。

評者も ADA のような法律は絶対必要であると考えている。働く意欲と能力のある者が、障害を理由に拒否されることがあってはならないからである。しかし、そこに乗らない、乗れない障害者がいることを忘れ去ってはいけぬのである。やはり、ADA が能力主義的であることを常に意識し、どのようにしていけばいいのかを深く考察していく作業が研究者にも求められているのではないだろうか。もちろん、働けない障害者を射程に入れた ADA づくりだけでなく、それとは別の施策を考えていってもいい。それにしても「原理的考察」は必要不可欠なものではないだろうか。

本書は非常に丹念に書かれている。本書が完成するまでのメモやノートがどのように書き記さ

れ、(本書作成のための資料を含んだ) それらがどのように整理されていったのかのプロセスや、実際の整理されたものを見てみたいものである。いずれにせよ、本書は (障害者) 福祉研究に携わる者にとっては、何度でも読み返す価値のある必読の書といえる。少々値段は高いが、それだけの金額に勝る内容の本である。多くの人が本書を手にとってくれることを切に願っている。

## リプライ

杉野 昭博

拙著の書評を引き受けてくれた横須賀俊司氏と私は 15 年来のつきあいで、私がイギリスの障害学に初めて触れた当時からともに勉強してきた仲間である。そういう意味では、いわば、お互いの手の内を知り合った関係であり、書評を通じて論争するにはいささか緊張感に欠けるのではないかという危惧があった。しかし一読して、私の危惧はただちに払拭された。横須賀氏の書評の冒頭部分は、私が知る限りこれまで公表されている書評のなかでももっとも核心をついた拙著の要約であり、評者が拙著をいかに深く読み込んでいるかが一目でわかった。

拙著で扱った議論について深い理解と洞察をもつ横須賀氏は、二つの論争点を提出してくれた。一つは、アメリカの障害学者アーヴィング・ゾラが主張した「障害の普遍化戦略」を考えていく上で、いわゆる従来の「健常者」の意識を「潜在的障害者」へと変えていくという方法では、「最後まで障害者にならない (同一化しない) 人が残ってしまうのではないか」という問題提起である。そして横須賀氏は、「健常者」を「潜在的障害者」と呼び変えようとするよりも、人間すべてを幼少期も含めて「人生の特定の時期について介護を必要とする存在」としてとらえ、「ベーシックケア」を提唱する方法を提案している。

「潜在的障害者」という概念は、「障害者」の範囲を「健常者」のなかへと大きくせり出す効果があるが、横須賀氏が指摘するように、「潜在的障害者」という範疇に入らない「完全健常者」が概念上は発生するようにも思う。ただ、アーヴィング・ゾラが意図したのは、あくまでも「障害」の範囲を拡大し、「障害者」という範疇を「健常者」という範疇の中にせり出すことであり、「潜在的障害者」概念は、その一つの方法として示されたものに過ぎない。したがって、横須賀氏の疑問点と「ベーシックケア」の主張をゾラにぶつけてみたら、おそらく「ベーシックケアって面白い考え方だね」と笑って答えてくれるのではないかと思う。ゾラにとっては「潜在的障害者」概念は、あくまでも一つ的手段に過ぎず、「障害と健常」に関する二元論的認識を少しでも脱構築していくことが大切なのだと思う。

横須賀氏が提出してくれた二つ目の論争点は、日本の障害者運動における ADA に関する評価についてである。横須賀氏は拙著 236 頁 21 行目の「重度者に対応できない施策を全否定する必要はない」という記述を取り上げて、「日本の障害者(団体)が ADA を全否定するような主張は聞いたことがない」と指摘している。これは私の記述が不十分で横須賀氏の誤解を招いたかもしれないが、この記述で私が念頭に置いていたのは、1970 年代における横塚晃一氏の「能力主義批判」である。もちろん横塚氏の生前には ADA は存在していないので、横塚氏が ADA を全否定した事実はないが、当時の横塚氏の「能力主義」批判は、「できること」をめざすこと自体を否定していたのであり、「できないこと」を正当化しようという主張だった。そうした主張の文脈から言えば、「できる人はできるだけがんばったらよい、できない人はまたできない人なりに」という考え方は「全否定」の対象だった。花田春兆氏による ADA 批判も、横塚氏ら青い芝の会の 1970 年代の主張に鑑みれば ADA のような法律を支持できないはずであり、差別禁止法制定の前提として 1970 年代の日

本固有の障害者運動の総括が必要ではないかという一種の「歴史的な」問題提起だったと解釈できるだろう。

そうした 1970 年代の「青い芝の会」の主張は、日本の障害学の母胎であり、日本の障害者運動にもきわめて大きな役割を果たしているが、同時に、それはまた今日乗り越えられるべき「くびき」ともなっていると感じる。もっとも障害が重い人の生活を考え、重い人の声を聞き、そうした人々を排除しない運動という 1970 年代の障害者解放運動の理念そのものは今日でも否定されるべきではない。しかし、それが金科玉条のようになってしまえば、そこから「判断停止」になってしまう。「重度者問題」を強調したこと自体のデメリットはなかったのか再検討するべき時期にきていると思う。

私は、1970 年代の「重度者問題」あるいは「能力主義批判」を今日扱う上で少なくとも 3 つの論点を確認しておくべきだと思う。まず、「重度者問題」を強調した 1970 年代の障害者運動が、それと引き換えに失ったものは、「軽度者」の埋没であり、結果的に、「障害」と「健常」をつなぐはずの「グレーゾーン問題」が埋没し、障害と健常を二元的にとらえる考え方を強調することになったことである。ゾラが説く「障害の普遍化戦略」が今日の日本で新鮮に映るのは、それが 1970 年代以来の日本の障害者運動に欠けていた発想だからであろう。また、私が拙著で強調しなかったのは、ADA は障害者を「障害程度」によって「差別化」するものではなく、「障害」という範疇を「健常」へとせり出す「障害の普遍化戦略」の手段の一つだという点である。この点において、私の見解は、横須賀氏が引用している小石原尉郎氏の研究(小石原 1994)とは異なっている。小石原氏の研究が、ADA 成立直後におこなわれたものであり、主として法文上の法理的解釈に限定されていたことを考えれば、その後アメリカで発表された諸研究に依拠した拙著の見解と異なるのは当然である。

1970年代の「能力主義批判」にまつわる二つ目の論点は、「重度者」とは誰かという根元的な問いである。すべての「障害」についてADLの軽重を正確に測定するのは不可能だろうし、QOLの軽重は「障害」と相関しない場合も少なくないだろう。その結果、障害者手帳の等級が重い者が必ずしも「重度」とは言えないし、同じ「障害の種類や程度」でも「重度」っぽく見える人と「軽そう」に見える人がでてくる。

三つ目の論点は、「重度者問題の強調」、および、「経済効率主義批判」としての「能力主義批判」は、必ずしも1970年代の障害者解放運動や、当時の青い芝の会や、横塚晃一によって「独自に」主張されたことではないという事実であり、むしろ、そこには「社会福祉学的言説」の影響も見取れるのではないかという懐疑がある。たとえば、横塚晃一をはじめ、当時の「青い芝の会」に結集した脳性マヒ者の多くが、糸賀一雄の言説から影響を受けていた可能性は否定できない。少なくとも「重度者を切り捨てるな」という主張は、1960年代を通じて、「重症心身障害児の親」や、糸賀一雄などの支援専門家たちによって主張されてきたことだったし、その主張のなかには明らかに「経済成長至上主義」に対する本質的批判も含まれていた。つまり、1960年代の「社会福祉学の言説」と、

1970年代の「障害者解放運動の言説」には、差異だけでなく共通点も多い。

横須賀氏が「働く意欲と能力のある者が、障害を理由に拒否されることがあってはならない(略)しかし、そこに乗らない、乗れない障害者がいることを忘れ去ってはいけないのである」と述べる時、その言説は「自己決定できる方はそれでいいんです。でも、それができない利用者さんには支援が必要なんです」という昨今の「脱施設化」や「地域移行」をめぐる「社会福祉学的言説」に酷似しているように感じる。障害者運動家であって、社会福祉学者としてのアイデンティティはないと公言している横須賀氏にあって、この奇妙な一致はどのように考えるべきなのだろうか。運動家も、社会福祉学者も、ともに、1970年代以降、「重度なケース」や「もっとも困難なケース」について言及し、自分はそれをこそ中心に考えているのだと声明するだけで、なにがしかの仕事をした気になっていたのではないだろうか。最近、私はそんな反省をしている。

#### 参考文献

- 小石原尉郎(1994)『障害差別禁止の法理論—米国の雇用差別禁止法理の研究』信山社出版。  
山森亮(2009)『ベーシック・インカム入門』光文社。